

令和7年度門真市小中学校外国語指導助手（ALT）派遣事業

仕様書

1. 件名

令和7年度門真市小中学校外国語指導助手（ALT）派遣事業

2. 目的

本事業は、門真市立小中学校の英語教育活動において、言語教育や国際理解教育の向上を目的に外国語指導助手（以下「ALT」という。）を配置するものであり、ALTの生きた英語に接する機会を提供することで、児童生徒の正しい発音の習得や英語に対する興味や関心、意欲を高めるとともに、国際感覚及びコミュニケーション力を高めることをねらいとする。

3. 派遣業務内容

ALTは、指揮命令者の指示のもと、以下の業務に従事する。

- (1) 派遣された学校における英語科教員又は担当教員との事前の打合せ及び授業後の振り返り
- (2) 中学校における英語科授業及び外国語活動の指導補助（英語科教員とのチームティーチング）、総合的な学習の時間（国際理解教育など）の指導補助（担当教員とのチームティーチング）
- (3) 中学校における英語科教材やカリキュラム等の作成補助、放送テスト等音声教材の作成と採点補助、英作文の添削補助
- (4) 小学校における外国語科及び外国語活動の授業指導補助（担当教員とのチームティーチング）、総合的な学習の時間（国際理解教育など）の指導補助（担当教員とのチームティーチング）
- (5) 小学校における外国語教材やカリキュラム等の作成補助、放送テスト等音声教材の作成と採点補助、外国語科及び外国語活動の企画・実施及び行事等への参加
- (6) 勤務時間の範囲における派遣学校での課外活動、学校行事及びその他本事業の円滑な遂行に必要と思われる活動への協力
- (7) 門真市教育委員会主催の英語教育及び国際理解教育に関する会議、研修及びその他の英語教育活動に関する事業等への参加、指導補助、英作文等の添削
- (8) 門真市教育委員会が行う各種調査の採点や分析等への協力

4. 派遣先

門真市立小中学校 19校 及び 教育関係施設 ※一覧は別紙を参照

5. 派遣人員

派遣人員は、5名とする。

6. 履行期間

令和7年4月9日（火）から令和8年3月23日（月）まで

7. 就業日時及び履行日数

(1) 就業日は、原則として月曜日から金曜日とする。

(2) 履行日数は、一人あたり196日とする。

(3) 派遣除外日は以下①～④のとおりとする。

ただし、学校行事等の関係で事前に双方に合意がある場合はこの限りではない。
なお、学校行事等により派遣除外日に勤務を行った場合は、派遣日から代休を取得するものとする。

①各学期の始業式及び終業式、終了式

②土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

③夏季休業（令和7年7月19日～令和7年8月25日）

④冬季休業（令和7年12月25日～令和8年1月7日）

(4) 就業時間及び基本の始業時刻・終業時刻は、原則、次のとおりとし、1日あたりの授業時数は最大6時限とする。ただし、始業時刻及び終業時刻は派遣先責任者が別途定めることができることとする。

就業時間	7時間45分 (休憩時間45分を含む)
基本の始業時刻・終業時刻 (派遣先により変更となる場合がある)	始業時刻：8時30分 終業時刻：16時15分

(5) 派遣先の学校行事等により、始業時刻及び終業時刻は変更（繰り上げ又は繰り下げ）となる場合がある。なお、その際は、派遣先責任者が派遣元に通知することとする。

(6) 派遣先責任者は、午前11時から午後2時までの時間内で45分間の休憩時間を定め、この時間はALTが自由に使用できるものとする。

(7) 時間外勤務は、生じないものとする。

(8) 欠勤、遅刻、早退の取り扱い

ALTが欠勤等を行う場合は、その分を減額とする。ただし、派遣先及び校長が代替の就業日、就業時間を設けることを許可する場合はこの限りではない。

なお、派遣元はALTからの欠席連絡があった場合、速やかに代替講師を派遣で

きるように努めること。

8. 指揮命令者

派遣するALTに対する指揮命令者は各学校の校長とし、代理命令者は各学校の教頭とする。ただし、門真市教育委員会主催の行事等への参加及び協力において派遣するALTに対する指揮命令者は門真市教育委員会学校教育課長又は教育センター長とし、代理命令者は当該課員とする。

9. 派遣するALTの資格要件

派遣するALTの選任にあたっては、次の各号に掲げる資格要件をすべて満たすことを条件とし、適任者を選定すること。また、派遣元は派遣先にALTの名前及びその履歴が記載された書類を提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 英語を母国語とする大学卒業資格またはこれと同程度以上の資格を有し、外国語としての英語教育に知識・関心がある者。
- (2) 小・中学校学習指導要領の目標を理解し、積極的に児童・生徒とともに活動することに意欲があり、教科書に準じた英語の発音、リズム、イントネーションを運用でき、かつ文章力、文法力が優れている者。
- (3) 本市がめざす英語教育の趣旨を理解するとともに、本市で使用する小学校及び中学校の英語教科書の指導のねらいを理解し、教員と協働して支援ができる者。
- (4) 日本で1年以上の学校での英語教育の指導経験を有し、その勤務学校及び所管教育委員会の評価が高いこと。
- (5) 日本の教育や習慣に対し、多少の理解を有し、指導内容について教員とコミュニケーションがとれる程度の日本語のスキルを有する者。
- (6) 派遣された学校において良好な人間関係を構築し、担当教員の指導のもと、児童生徒の発達段階に応じた指導ができる者。
- (7) 勤務時間、派遣先の学校の職場規則を守り、良好な勤務態度である者。
- (8) 心身ともに健康で、特に「胸部X線撮影」で、「異常なし」である者。（「学校保健安全法施行規則」第13条（昭和33年文部省令第18号））
- (9) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の表の「教育」の在留資格をもって在留する者、若しくは別表第1の表の「教育」の在留資格を除く在留資格をもって在留する者で、同法第19条第2項の規定により教育に関する活動を行うことについて許可を受けた者又は別表第2の上欄に掲げる在留資格を持つ者。
- (10) 無期雇用派遣労働者又は60歳以上でない者。

10. ALTの服務

- (1) 委員会及び派遣された学校の信用を失墜するような行為をしてはならない。
- (2) 業務上知り得た秘密を、契約中及び契約終了後についても漏らしてはならない。
- (3) 業務の遂行に際して、宗教的活動や政治的活動を行ってはならない。
- (4) 学校教育にふさわしい態度で臨み、また学校管理運営上支障が生じる行為を行ってはならない。
- (5) 就業時間（休憩時間を除く）においては、注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

11. 派遣に係る遵守事項

派遣元は、派遣の円滑な遂行を行うために、ALTとは別に、日本語を母語とする担当者（コーディネーター）をおき、ALTの職務に係る一切の業務に誠意をもって遂行し、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 派遣元は、本派遣契約の締結に際し、一般労働者派遣事業の許可を受けている、又は、特定労働者派遣事業の許可を受けている事業主であることを書面により委員会に提出する。
- (2) ALTが選任された時点で、名前等（社会保険・雇用保険の被保険者資格取得届けの提出を含む。）及びALTに係る要件に適合していることを示す決定通知書（派遣法第35条による）を委員会に提出する。
- (3) 派遣元は、日程調整後のスケジュール表、ALTの配置状況等を委員会に提出する。また、派遣元は、ALTの配置・実施状況等について変更が生じたとき、及び委員会の求めに応じて必要な事項を報告する。
- (4) 派遣元は、前記3. 派遣の業務内容(1)～(6)の実施状況について、月毎にまとめ、委員会に報告する。
- (5) ALTが計画どおり就業できない事態が生じた場合は、速やかに業務が継続できるよう取り計らうものとする。
- (6) ALTに対する研修等を実施するにあたり、指導技術の向上を図るとともに、児童・生徒へのセクシャルハラスメント等、人権擁護等に関する教育にも十分留意する。
- (7) 学習風景の写真撮影及びビデオ撮影等を必要とする場合には、児童・生徒のプライバシーに鑑み、当該学校長の事前承認を得ることとする。
- (8) 本派遣に係る学習の様子を外部並びにマスメディア等へ公開する場合には、教育委員会の事前承認を得ることとする。
- (9) ALTが派遣された学校の担当教員等と協力して作成した教材及び当該派遣学校用教材として担当教員と相談して作成した教材等に係わる著作や知的所有権等の諸権利は、当該学校に属する。

12. ALTからの苦情の処理

- (1) ALTからの苦情の申し出を受ける者は、選任した派遣元及び委員会責任者とし、これらが連携し誠意を持って遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果をALTに通知する。
- (2) 派遣元及び委員会は、その解決が容易であり、自ら即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず当該ALTに通知することとする。

13. ALTの交代について

- (1) ALTに不適切な業務遂行がある場合や、児童生徒や教職員、教育委員会との関係が円滑にいかない場合は、派遣元において適宜指導を行い、状況改善を図るものとする。指導しても改善の見込みがない場合は、本市と協議の上、交代させるものとする。その際の経費は派遣元の負担とする。
- (2) ALTの交代にあたり、代替要員が必要な場合は、派遣元は必要な配置を行うものとする。
- (3) 代替要員については、前記の9. 派遣するALTの資格要件を満たしていない場合であっても、本市が認めた場合は派遣可能とする。

14. その他

- (1) 本派遣の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は、委員会及び派遣元それぞれの責めに帰す場合には、それぞれにおいて負担する。
- (2) 交通機関のストライキ、天災その他派遣元の責に帰さない事由のために、本派遣の円滑な実施が妨げられた場合、派遣元は委員会及び第三者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (3) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。

15. 担当課・担当者・連絡先

〒571-0055 門真市中町1-19
門真市教育委員会事務局 教育部 学校教育課
門真市教育センター 担当 黒崎
電話 06-6902-6912（直通）

別紙 業務の実施場所

1. 市立各小・中学校

名称	位置
門真市立門真小学校	門真市柳町4番1号
門真市立大和田小学校	門真市大橋町21番46号
門真市立二島小学校	門真市三ツ島1丁目5番10号
門真市立四宮小学校	門真市四宮2丁目8番1号
門真市立古川橋小学校	門真市御堂町18番9号
門真市立沖小学校	門真市沖町28番1号
門真市立上野口小学校	門真市上野口町31番1号
門真市立速見小学校	門真市速見町4番1号
門真市立北巢本小学校	門真市北巢本町2番11号
門真市立五月田小学校	門真市北島町27番1号
門真市立東小学校	門真市岸和田3丁目42番1号
門真市立水桜小学校	門真市三ツ島6丁目2番1号
門真市立門真みらい小学校	門真市浜町22番41号
門真市立第二中学校	門真市沖町10番1号
門真市立第三中学校	門真市柳田町12番6号
門真市立第四中学校	門真市江端町3番1号
門真市立第五中学校	門真市北岸和田3丁目12番1号
門真市立第七中学校	門真市北島町29番1号
門真市立門真はすはな中学校	門真市中町2番1号

2. 教育関係施設

名称	位置
門真市教育センター	門真市中町1-19